

保健医療計画中間見直しに係る医療機能調査事業業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、委託者 千葉県（以下「甲」という。）が受託者 ○○（以下「乙」という。）に業務委託した「保健医療計画中間見直しに係る医療実態調査事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用される。

2 本業務の目的

千葉県の医療機能に関する事項について調査や分析を行うとともに、本県の保健医療施策の基本指針である「千葉県保健医療計画」（医療法第30条の4に基づく医療計画。以下「計画」という。）のうち外来医療に係る医療提供体制の確保、かかりつけ医機能の確保及び居宅等における医療の確保に関する事項について、医療提供体制のさらなる推進に向けた施策の検討、計画策定に向けた県の行う会議の支援などを行うものである。

3 本業務の内容

本業務では、以下の内容を行う。

なお、業務の実施にあたっては、乙はあらかじめ現行の計画を熟読し趣旨を理解するとともに、千葉県内の保健医療に関する現状や医療計画に関連する国の法令や通知、検討状況等を十分に把握すること。

また、具体的な調査項目や分析方法の設定にあたっては、公表されているデータ等で把握可能な項目との重複を避け、本業務の目的を達成するために考慮し、甲の了解を得た上で決定すること。

（1）医療機能調査

在宅医療及び外来医療に係る医療提供体制について必要な調査を行い、その結果を分析し、取りまとめ、公表するための整理を行う。

ア 県内医療機関の機能及び連携システム等における役割分担の実態調査

在宅医療及び外来医療に係る各医療機能を担う医療機関等を明らかにするために千葉県内の医療機関を対象に必要な調査を行う。

具体的な調査項目の設定にあたっては、病床・外来機能報告の結果や既存資料で把握可能な項目との重複を避け、また、現行計画の評価指標に係る進捗状況の評価に必要な項目や、ロジックモデルの構築も踏まえ、次期計画において想定される指標の現状値を把握するために必要な項目も考慮に入れつつ、甲の指定する関係課職員の了解を得た上で決定すること。

イ その他必要な調査

連携システム・医療提供体制の検証や充実に向けた検討に資するため、他の医療機関との連携状況等に関する調査を行う。

ウ 在宅医療及び外来医療毎に求められる医療機能の整理

医療計画に関する国の法令や通知、検討状況等を踏まえつつ、本県において在宅医療及び外来医療毎に求められる医療機能や具体的な要件を明らかにする。

エ 調査結果の整理・分析

上記ア及びイの調査結果及び甲の提供する情報を基に、甲の行う計画の策定作業にも活用できるよう、調査結果を地域や疾病・事業毎に整理し、分析を行って報告書を作成する。なお、地域については二次保健医療圏を基本とし、可能なものは保健所管轄単位でも整理を行うこと。

オ 医療機関等の具体的な役割分担を県民等に分かりやすく示すための公表用データの作成

上記ア及びイの調査結果及び甲の提供する情報を基に、在宅医療及び外来医療のそれぞれに係る各医療機能を担う医療機関等を、連携システムのイメージ図とともに、2次保健医療圏ごとに分かりやすく示す公表用データを作成する。

その際、マイクロソフト（以下「MS」という。）エクセル、MSワード形式等で編集が可能であってA4サイズでの印刷が可能な形式（各連携システムのイメージ図を含む。）での作成すること。

（2）在宅医療実態調査

下記を対象に在宅医療に関する実態を把握する。

ア 一般診療所（約3,900箇所）

イ 在宅療養支援診療所（約460箇所）

ウ 病院（約280箇所）

エ 在宅療養支援歯科診療所（約300箇所）

オ 訪問看護ステーション（約800箇所）

カ 在宅患者訪問薬剤管理指導等対応薬局（約2,300箇所）

（3）県民の意識調査

県民10,000人程度を対象としてインターネットアンケートを実施し、在宅医療及び外来医療に関する県民意識を把握する。

（4）KDBの医療・介護レセプトデータと在宅医療実態調査結果との連結

甲は乙に対し在宅医療に係るKDBの抽出データを提供する。乙は提供されたデータと、上記（2）の在宅医療実態調査の集計結果を突合し、医療機関ごとにこれらの連結データを作成する。

また、作成したデータを市町村別及び二次保健医療圏別にまとめる。

(5) 課題の抽出及び施策の立案

上記（1）～（3）の集計結果と（4）で作成したデータを分析し、千葉県の医療の課題を抽出する。その上で、その課題を解決する施策を立案する。

(6) 甲の行う会議の支援等

ア 甲が開催する「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」（保健医療圏ごとに開催。千葉保健医療圏のみ「地域医療構想調整会議」及び千葉市が開催する「千葉市地域保健医療協議会」。以下「調整会議等」という。）及び「在宅医療推進連絡協議会」において計画策定のために必要となる会議資料について、甲の指示のもと、その作成を行う。

イ 甲が開催する上記以外の会議において計画策定に向けた検討を行う場合、甲の指示のもと、必要となる会議資料について作成を行う。

(7) その他

ア 業務の実施に必要な範囲内で、甲が管理する情報の提供について協議することができる。

イ 上記（1）から（5）に明記されていない事項であっても、目的を達成するために必要又は効果的であると認められるものは追加で実施することができる。

4 職員等

本業務を施行するに当たり、乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、経験のある職員を配置し、かつ適切な人員を配置して、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

5 業務の進め方

- (1) 乙は、業務の遂行に際して、甲と十分に協議するものとする。この際、甲からの指示があれば、甲の指定する場所において隨時協議に応じること。協議後は、その結果（概要）を取りまとめて2営業日以内に甲へ提出すること。
- (2) 乙は、業務の進捗状況について、甲に適宜連絡するものとする。

6 業務の範囲及び監督

- (1) 乙は、業務の遂行にあたり、当該契約に基づき、甲と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 乙は、本業務の施行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、甲と協議を行い、その指示に従わなければならない。

7 成果品の提出時の形態と数量

乙は、成果品を以下のとおり作成し、別に甲が定める期日までに提出する。

また、（1）から（5）については、令和8年8月末時点で一度作成データを甲に提出する

とともに、集計・分析が終了後、速やかに完成データを提出すること。(6)については隨時提出すること。

なお、紙媒体は甲から特に指示がない限り A4 サイズ（タテ）で作成すること。また、「編集可能な状態のもの」と記載のある場合には、甲が修正可能な状態のデータであって、Microsoft Excel、Microsoft word いずれかの形式で提出すること。

(1) 医療機能調査データ

紙媒体：1部、電子媒体：1部（編集可能な状態のもの）

(2) 在宅医療実態調査集計データ

紙媒体：1部、電子媒体：1部（編集可能な状態のもの）

(3) 医療に関する県民の意識調査集計データ

紙媒体：1部、電子媒体：1部（編集可能な状態のもの）

(4) KDBデータと在宅医療実態調査結果との連結データ

（全県分、市町村別、二次保健医療圏別でまとめたもの）

紙媒体：1部、電子媒体：1部（編集可能な状態のもの）

(5) 甲の行う会議の支援

ア 調整会議等

紙媒体：1部、電子媒体：1部（編集可能な状態のもの）

イ 在宅医療推進連絡協議会

紙媒体：1部、電子媒体：1部（編集可能な状態のもの）

ウ ア、イ以外の会議

紙媒体：1部、電子媒体：1部（編集可能な状態のもの）

(6) 課題及び施策についての報告書

冊子：2部、電子媒体：1部（編集可能な状態のもの）

8 特記事項

- (1) 成果品及び作業工程における印刷物、書類等に対する一切の権利は、甲に帰属し、乙は甲の承認を受ければ使用、公表することはできない。
- (2) 成果品の提出後に不備な点が発見された場合は、契約終了後であっても、乙はこれについて修正の義務を負うものとする。
- (3) 乙は、業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。